

大衡村水道水質検査計画

1. 基本方針

みなさまが安心してご利用頂ける水道水を供給するため、適切な水質検査を実施するとともに、良質な水道水をお届けすることをご理解頂けるよう水質検査計画を作成し、検査結果を公表します。

- (1) 検査地点は水道法で検査が義務付けられている給水栓と配水池の出口とします。
- (2) 検査項目は水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び毎日検査項目とします。

2. 水道事業の概要

大衡村の上水道は、宮城県大崎広域水道用水供給事業において必要な処理と検査を行った浄水を戸口配水池へ貯留し、みなさまのところへ配水しております。

(1) 給水状況（令和5年度末現在）

- ①給水区域・・・大衡村区域内
- ②給水人口 5,470人
- ③普及率 98.8%
- ④一人一日最大給水量 533ℓ
- ⑤一人一日平均給水量 189ℓ

(2) 水源の状況

宮城県大崎広域水道用水供給事業からの受水

(3) 戸口配水池の状況

配水池には、流入及び配水の残留塩素濃度計を設置し、連続監視しています。また、末端給水栓での残留塩素濃度を適切に確保するため、適宜塩素（次亜塩素酸ナトリウム）注入を行っております。

3. 水質状況

大衡村の水道は全て宮城県大崎広域水道より浄水受水のため水源の管理は、宮城県大崎広域水道用水供給事業の管理に委ねられています。

受水した浄水は安定した水質を保っていますが、季節・気候変動に伴う異臭味（カビ臭）及び消毒副生成物並びに管末地域における消毒効果低下に配慮する必要があります。

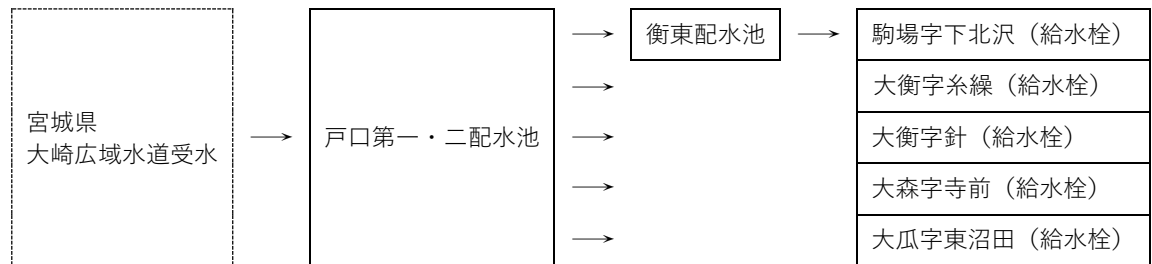
4. 水質検査計画

下表1及び図1に基づき、必要項目について各検査を実施し安全で安心な水道水の供給に努めます。

表1：水質検査計画

項目	採水地点	検査頻度	検査項目
毎日 検査	大瓜字長町地区	毎日	色, 濁り, 残留塩素
	大森字上畑地区		
毎月 検査	戸口第一・二配水池	4月・5月	別表1の項目(12項目)
	駒場字下北沢地区		
	大衡字糸繰地区	7月・8月	
	大衡字針地区	10月・11月	
	大森字寺前地区	1月・2月	
	大瓜字東沼田地区		
全項目 検査	戸口第一・二配水池	6月・9月	別表1の項目(51項目)
	駒場字下北沢地区		
	大衡字糸繰地区	12月・3月	
	大衡字針地区		
	大森字寺前地区		
	大瓜字東沼田地区		

図1：配水系統概念図



5. 水質検査方法

毎日検査は職員が行います。

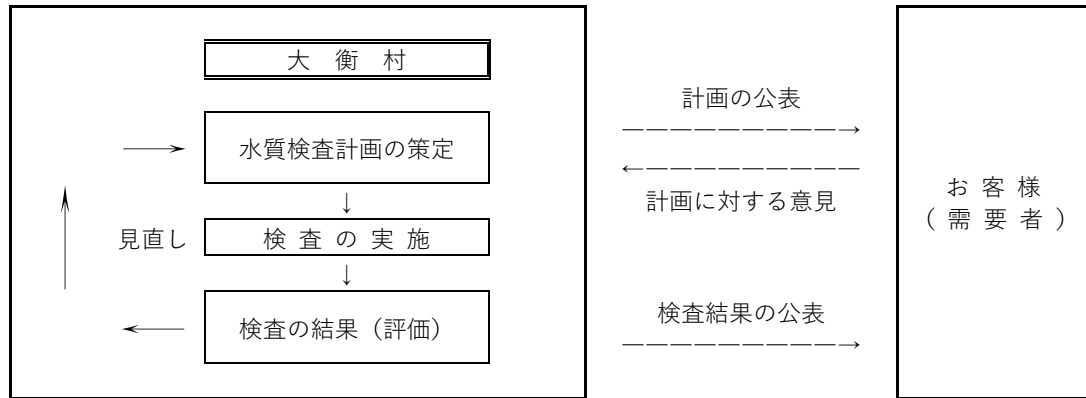
毎月検査及び全項目検査は、大崎市上下水道部に委託して行います。

6. 臨時の水質検査

水道法第20条第1項の規定による臨時の水質検査については、表1に示す毎月検査の項目を基本とし、必要に応じ検査項目を加除します。

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表方法

水質検査計画及び水質検査結果は公表するものとし、また水質検査結果及びお客様の意見を踏まえ、水質検査計画は毎年見直しを行っていきます。



8. 関係機関との連携

大衡村から供給される水道水が原因で水質事故が発生した場合は、関係各機関と情報交換を図るとともに、連携した現地調査や迅速な対策を講じ、水道水の安全性を確保します。

9. 水質検査結果

令和5年度 大衡村水道水質検査結果 参照